

平成23年5月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

総務部

平成23年5月臨時会議案説明資料目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名	頁
第1号	専決処分の承認について (1) 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について (平成23年3月31日専決)	税務課	1
	(2) 平成23年度鳥取県一般会計補正予算 (平成23年4月13日専決)		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	3

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	長期継続契約の締結状況について	税務課ほか	4

条例名等

専決処分の承認について
 (1) 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について
 (平成23年3月31日専決)

提出理由及び概要

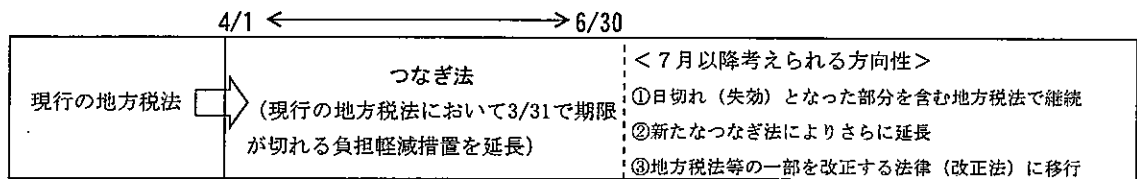
1 提出理由

平成23年度の税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」(以下「つなぎ法」という。)が制定されたことに伴い、鳥取県税条例の一部を改正する条例(以下「改正条例」という。)の施行期日等について所要の改正を行う。

〈参考〉つなぎ法の概要

(1) 趣旨

国民生活等の混乱を回避するため、平成23年3月31日で適用期限が切れる負担軽減措置を暫定的に3か月間延長する。
 (廃止又は延長予定であったものに限定)



(2) 適用期限が延長された税負担軽減措置等(県税関係)

税目	税負担軽減措置等
事業税	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置
	少額短期保険業に係る収入割の特例措置
不動産取得税	心身障がい者を多数雇用する事業主の施設の取得に対する税額の減額措置
	認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置 上記以外に21項目

2 概要

- (1) 次の事項について、改正法の今後の動向に対応できるよう、施行日等を規定することについてあらかじめ規則に委任する。
 - ア 遡及して適用した場合に納税者に不利益を与える規定
 - イ 改正条例中不申告等による過料の最高額を3万円から10万円に引き上げることとする改正規定(現行 平成23年6月1日)
- (2) 本県独自の軽減制度等に係る改正規定(3世代住宅に係る不動産取得税の減免等)を4月1日から施行させるよう規定する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

施行期日は、公布日とする。

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (<u>施行期日等</u>)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2の改正規定<u>並びに附則第6条の規定</u> 平成23年4月1日</p> <p>(2) 第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。）、第15条の改正規定、第68条の改正規定、第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及び第153条の改正規定 <u>規則で定める日</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>2. 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第13号）による改正後の改正法の趣旨を踏まえ、この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</u></p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第6条 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が<u>当該改正法を踏まえた新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。</u></p>	<p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2の改正規定 平成23年4月1日</p> <p>(2) 第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。）、第15条の改正規定、第68条の改正規定、第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及び第153条の改正規定 <u>平成23年6月1日</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第6条 この条例の規定は、<u>改正法の施行によりその効力を生じるものとし</u>、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、<u>この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 寄附金	60,000	10,000	70,000
13 繰越金	100,000	10,000	110,000
歳入合計	322,262,000	20,000	322,282,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 民生費	44,114,890	20,000	44,134,890			10,000	10,000
歳出合計	322,262,000	20,000	322,282,000			10,000	10,000

歳入

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
3 民生費寄附金	0	10,000	10,000	1 災害救助費寄附金	10,000	救助費寄附金
計	60,000	10,000	70,000			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
1 繰越金	100,000	10,000	110,000	1 前年度繰越金	10,000	
計	100,000	10,000	110,000			

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部税務課	物品 保守	サーバ	1式	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	47,880	平成23年2月1日 ～平成24年1月31日	株式会社鳥取県情報センター
2	公文書館	物品	スキャナー	1台	鳥取市栄町609番地 株式会社加藤試店	317,520	平成23年6月1日 ～平成26年5月31日	鳥取県立公文書館
3	日野総合事務所	物品	ファクシミリ	1台	鳥根県松江市西津田三丁目1番10号 ファイナンス株式会社 岡山支店松江営業所	478,800	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	鳥取県日野総合事務所県民局